

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 8 月 2 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が法人 A に対し支出した補助金は、実施されていない学習会や研修会の講師謝礼名目で支払われたものが含まれているから、違法・不当な支出であるとして、法人 A 又は講師謝礼受領者に賠償を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをする事はできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

本件支出に係る事実を確認したところ、都は、毎年度、法人 A に対し、同法人が運営する施設（以下「本件施設」という。）の運営に要する経費を補助するために補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）を定め、本件施設の運営に要する経費に対して補助金（以下「本件補助金」という。）を支出している。本件要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を定めており、請求人が問題とする団体 B が利用した

助成金も、当該補助事業として支出されている。

本件補助金の交付については、法人Aの事業計画及び事業執行状況に応じて概算払で交付するものとされ、交付時期は、原則として、四半期ごとに年4回とされている。補助事業は毎年度3月31日までに完了しなければならないとされ、法人Aは、当該年度が終了後、速やかに実績報告書を都に提出し、都はこれを審査して、交付すべき補助金の額を確定し、法人Aに通知する。通知を受けた法人Aは、都に精算書を提出し、補助金の返還額があれば、法人Aが返還することにより、本件補助金の精算が終了する。

1 本件補助金の支出日について

請求人は、令和3年度から令和5年度までに団体Bが本件施設に対して研修会及び学習会を実施したと申請して受領した助成金について、問題としているから、令和3年度から令和5年度までの本件補助金の支出について、検討する。

(1) 令和3年度本件補助金について

令和3年度の本件補助金については、同年度中に四半期ごとに概算払された本件補助金は、令和4年5月17日に精算が終了している。

(2) 令和4年度本件補助金について

令和4年度の本件補助金については、同年度中に四半期ごとに概算払された本件補助金は、令和5年5月19日に精算が終了している。

(3) 令和5年度本件補助金について

令和5年度の本件補助金については、同年度中に四半期ごとに概算払された本件補助金は、令和6年5月24日に精算が終了している。

上記のとおり、令和3年度から令和5年度に係る本件補助金の支出については、各年度における最後の財務会計上の行為である精算のあった日から既に1年を経過していることは明らかである。

2 1年を経過したことの正当な理由について

本件補助金の精算から1年が経過したことについて、請求人は、法人Aが、本件に関連する資料につき、令和7年3月13日に到っても開示を拒絶しているので、実態全容を解明できなかったから正当な理由がある旨主張するから、この点について検討する。

平成14年9月12日最高裁判決によれば、法第242条第2項ただし書について、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求するに足りる程度に当該普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解さ

れる時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされ、相当の期間内の具体的期間については、約3か月後に監査請求をした場合には、相当な期間内に監査請求をしたとはいえない旨判示している。

ところで、法人Aは、令和6年9月20日に情報開示申出書の提出を受けて、同年10月2日に、請求人が実施していないと主張する令和5年3月の学習会及び令和5年7月の研修会に係る資料を開示している。これら開示資料等、本件請求において提出された資料を見ると、法人Aは、実施年月日、対象内容、領収書の金額等を開示していることが認められ、遅くとも、令和6年10月2日又はその後間もない決定通知書等の到達日には、監査請求をするに足りる程度に本件請求に係る団体Bの研修会等に都の補助金の一部を含む法人Aの助成金が使われていることを知ることができたものと認められる。

こうした状況を勘案すると、本件請求は、令和7年8月29日になされており、令和6年10月2日から約11か月が経過し、相当な期間内に請求されたとはいえないことから、法第242条第2項ただし書の正当な理由には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。